

令和2年(2020年) 4月17日(金)
広島市新型コロナウイルス感染症対策本部
健康福祉局健康推進課
保健予防担当課長：平本
担当 峠、梶山
電話：504-2622 内線：4072、4074

新型コロナウイルス感染症患者（5、6、7例目）の退院について

令和2年4月2日（木）に第1報で公表した、本市5、6、7例目の新型コロナウイルス感染症患者が退院基準を満たしたため、感染症指定医療機関を退院した。

1 経過等

(1) 5例目の患者

4月 1日（水）	18時	入院
4月15日（水）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（1回目）
4月16日（木）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（2回目）
	17時	新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院

(2) 6例目の患者

4月 1日（水）	18時	入院
4月15日（水）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（1回目）
4月16日（木）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（2回目）
	17時	新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院

(3) 7例目の患者

4月 1日（水）	18時	入院
4月 6日（月）	9時	検体を採取 PCR検査で陽性を確認
4月10日（金）	9時	検体を採取 PCR検査で陽性を確認
4月15日（水）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（1回目）
4月16日（木）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（2回目）
	17時	新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院

2 今後の対応等

退院基準を満たした後であっても、その後に再度新型コロナウイルスPCR検査で陽性となる方が確認されるという事例があったことから、当該患者に対し、退院後の健康管理に留意するよう資料を渡すとともに、医療機関の診療を受けたいと考える事情が生じた場合は、必ず保健センターの相談窓口に連絡を取るよう要請した。

【参考】国が定めた退院の基準（令和2年4月2日改正）

患者及び無症状病原体保有者の退院基準



軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

◆報道に当たってのお願い◆

報道機関各位におかれましては、感染症法の趣旨に基づき、施設や対象者が特定されることがないように、格段の御配慮をお願いします。